

○久喜市都市計画審議会条例

平成 22 年 3 月 23 日

条例第 204 号

(設置)

第 1 条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、久喜市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、都市計画法第 77 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する事項を所掌する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市議会議員

(3) 公募による市民

2 市長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関又は埼玉県職員から、審議会の委員を委嘱することができる。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第 4 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

4 臨時委員はその特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員はその

専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、学識経験者につき委嘱された委員の中から委員の選挙によってこれを定める。

3 副会長は、委員の中から選挙する。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、まちづくり推進部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則 (令和5年12月25日条例第31号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。